

日本肝移植学会 細則

1. 会費は当分の間

施設会員は年 20,000 円

個人会員は年 2,000 円とする。

名誉会長、名誉会員、特別会員は会費を納めることを要しない。

2. 本学会を休会しようとする個人会員は、その期間および理由を記入した休会申込書を提出し、評議員会の承認を受けなければならない。休会の期間中は、会費を納めることを要しないが、会員の資格を喪失しているものとする。休会中の個人会員が、復会するときは、復会申込書を提出し、評議員会の承認を受けなければならない。